大津市障害者自立支援協議会

2019相談システム検討プロジェクト

提言

1

1

現状の課題

大津市では「計画相談をできる相談支援専門員が足りない」「計画相談を希望されてもお断りする」という状況が2年以上続いている。

セルフプランで申請をしている人は800件を超えている。（2019.3現在）

本人の希望でセルフプランを利用されることには問題はないが、この800件のうち大半は「計画相談を希望したものの相談員が見つからず、やむをえずセルフプランになっている」という状況である。

2

2

セルフプランと計画相談ってどう違う？

セルフプランと計画相談の
違いがわからないという声を
きいたため、
わかりやすいマンガを
作ってみました。

3

3

Aさんの場合

Aさんは
ゲームのアイテムが欲しくて課金をたくさんしてしまい、
翌月17万円も請求が来てしまいました。
Aさんの月給は15万円です。

4

4

Aさんの場合

Aさんが困っていることを知った友人が、相談センターに連絡をして、Aさんが相談できるように調整してくれました。

5

5

Aさんの場合

Aさんは相談センターに行って、相談しました。
なかなか生活の様子がわからないので、相談員は家庭訪問をしてみることにしました。

6

6

Aさんの場合

Aさんの家を訪問した相談支援専門員は、「なかなか整理整頓もむつかしいかもしれない。」と感じました。

7

7

Aさんの場合

相談支援専門員は、
①社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の利用
②ホームヘルパーと一緒に片づけをする。
という案を考えました。

8

8

Aさんの場合

相談支援専門員は、
①社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の利用
②ホームヘルパーと一緒に片づけをする。
という提案をAさんにしました。

9

9

Aさんの場合

＜セルフプラン利用の場合＞

自分でサービス利用のための計画を立てて申請をしてもらいます。Aさんの場合は、セルフプランを立てるお手伝いを相談支援専門員がして、サービス利用の申請をすることができました。

＜計画相談利用の場合＞

相談支援専門員が計画書を作成し、利用開始3か月間は、毎月モニタリングを実施することになりました。

10

10

Aさんの場合（セルフプラン編）

3か月後…、

地域福祉権利擁護事業の担当者は、

「Aさんですが、大切な書類をなくしてしまったりしてどうしたのかな、と思ったら、ヘルパーさんともめて断ったと聞いたのですが、いまどうなっていますか？」と相談支援専門員に連絡しました。

相談支援専門員は、

「Aさんはセルフプランなので、その後は関わりがないのです。一度本人に電話してみますね。」と答えました。

11

11

Aさんの場合（計画相談編）

相談支援専門員は、計画相談導入後3か月は、毎月モニタリングを実施し、月1回家庭訪問をしたり、ヘルパー事業所に電話して様子を聞いたり、地域福祉権利擁護事業の担当者と連携をとっていました。

Aさんは、急に部屋の片づけやお金を管理されることになり、最初は抵抗感から支援者とトラブルになることもありましたが、相談支援専門員が相談にのりながら、少しづつ支援を利用して生活をすることに慣れてきた様子です。

12

12

委託相談	計画相談	セルフプラン
困りごと全般の相談にのる。 契約はしない。 自分の担当者がいるわけではない。	福祉サービス利用に関わる相談。 基本相談として、サービスに関わらない相談も受ける。 契約をして、担当相談者が決まる。	福祉サービス利用の計画を 自分で作成する。

＊セルフプランだけど、一人では立てられないので、「セルフプラン作成の応援」だけを、委託相談の相談員がしているばあいがある。

13

13

例えば、こんな相談は…

- 一般就労しているけど、生活がうまくいかない。
- お金の管理がうまくいかない。
- 新しい人が苦手でサービスに繋がりにくい。
- 他者と関係づくりが苦手で家に人を入れたくない
- 家族関係の悩みが根っこにありうまくいかない。
- 他者との信頼関係を構築することに時間がかかる。
- 話しを聞いてほしい。サービスは使いたくない。
- 本人は困ってないように見える。周りが困っている。

14

14

Bさんの場合

Bさんは40代の女性。
発達障害があり、
人間関係がうまくいかず
10年以上
引きこもっています。
民生委員さんから
連絡がありました。

15

15

Bさんの場合

Bさんのお母さんは
80代。
娘の将来を不安に
思って、ため息が出る
毎日です。

16

16

Bさんの場合

相談支援専門員は、
1年以上訪問を続けています。
最初は会ってくれませんでしたが、
最近、好きなアイドルの話を
少ししてくれるように
なりました。

17

17

Bさんの場合

相談支援専門員は、
お母さんの不安を
聞きながら、
本人とゆっくり関係を
作りたいと
考えています。

18

18

なぜ、計画相談が
すすまないのだろうか？

19

19

なぜこんなことになるのか

＜背景①　委託相談業務をがんばっている＞

- 大津市は委託相談支援事業所が多い。
- 計画相談支援事業はほとんどが委託相談支援事業所と併設されている。
- 業務量調査の結果から、

委託相談支援事業所の相談支援専門員は「サービス利用に関わらない生活の困りごと」に幅広く、丁寧に対応していることがわかった。しかし、そのことが→

20

20

なぜこんなことになるのか

＜背景①　委託相談業務をがんばっている＞

先ほどのAさんのケースのような場合、
サービスにつながりにくく、
計画相談にならないことが多い。

そのため、委託相談として、
まめに電話で相談にのったり、
家庭訪問をして信頼関係づくりをすることが多い。

21

21

なぜこんなことになるのか

＜背景①　委託相談業務をがんばっている＞

「委託費が低く、計画相談をしないと赤字になる。」
↓
「委託相談支援業務に追われて、計画相談ができない。」
↓
「できないから、計画相談の収入が上がらない」
↓
「赤字になる」
↓
「赤字だから相談支援専門員を増やせない」

という悪循環を生んでいることがわかった。

22

22

なぜこんなことになるのか

＜背景②　国の制度設計と大津市の現状＞

国の制度設計…35件/月、実施すれば、
「採算が合う」「赤字にならない」。とされている。
（新規計画提出か、モニタリング実施の計が35件）

しかし、そうであれば計画相談に参入する事業所が増えているはずである。そうはならないのは、
月35件という数字が現場の実態と解離している
と考えられる。

23

23

なぜこんなことになるのか

＜背景③　後進の育成・人材の育成＞

後進が育成できなければ障害福祉の未来はない。しかし、現状では後輩の悩み相談にのったり、一緒にケース検討をする時間を捻出する事は難しい。

また、大津市内の相談支援事業所はひとり職場である所も多く、困ったときに一人で解決しなければならず、自分自身のスキルアップをすることも難しくなっている。

→相談支援専門員が育たない。

24

24

なぜこんなことになるのか

＜背景①　委託相談業務をがんばっている＞
→計画相談をする時間がない。

＜背景②　国の制度設計と大津市の現状＞
→乖離がある。

＜背景③　後進の育成・人材の育成＞
→相談支援専門員を育てる環境がない。

25

25

大津市の相談支援体制

26

26

指定特定相談支援事業

障害者総合支援法第4条（定義）第18・19・22・23項より抜粋及び一部改編

1.　基本相談支援

基本相談支援とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者唐の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

2.　計画相談支援

障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

（1）サービス利用支援

サービス利用支援とは、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」とする。）の支給決定若しくは変更の申請に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めたサービス等利用計画案を作成し、障害福祉サービス等の支給決定又は支給決定の変更の決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成すること。

（2）継続サービス利用支援

継続サービス利用支援とは、支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が障害福祉サービス等の支給決定の有効期間内において、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定者等の障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を図ること。

①　サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

②　新たな通所支給決定又は支給決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

27

27

障害者相談支援事業

地域生活支援事業実施要綱より抜粋及び一部改編

＜事業概要＞

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

＜実施主体＞

市町村（指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託も可）

※事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を等を行うことが適当。

＜事業の具体的内容＞

①　福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

②　社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）

③　社会生活力を高めるための支援

④　ピアカウンセリング

⑤　権利の擁護のために必要な援助

⑥　専門機関の紹介　　等

28

28

平成３１年度当初予算（人件費除く）　【福祉子ども部障害福祉課】

No2

№	事業名	当初予算額（千円） 平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	主な内容（平成31年度）
7	療養介護医療費	52,851	50,921 ▲ 1,930 96.35%	50,398 ▲ 523 98.97%	51,739 1,341 102.66%	障害者総合支援法に基づく医療給付費 ・障害福祉サービスでの従来の療養介護のうち、医療にかかる支給費 ・原則1割負担（負担上限あり） ・財源：国1/2、県1/4 ・支給件数見込　732件
8	日常生活用具給付費	89,281	88,953 ▲ 328 99.63%	79,701 ▲ 9,252 89.60%	97,425 17,724 122.24%	・日常生活用具の給付（障害者総合支援法に基づく扶助費） 原則1割を自己負担、月額負担上限あり、財源：国1/2以内、県1/4以内 ・在宅重度障害者紙おむつ給付：在宅重度障害者で常時使用者への購入費補助 月額4,500円、財源：国1/2以内、県1/4以内 ・重度障害者緊急通報システム委託経費 利用見込　14件 ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付 給付見込　6件、財源：国1/2
9	障害者移動支援事業費	266,408	236,824 ▲ 29,584 88.90%	198,450 ▲ 38,374 83.80%	226,796 28,346 114.28%	・障害者の地域生活、社会参加のための移動支援に要する経費 ・移動支援（個別・グループ・送迎）　財源：国1/2以内、県1/4以内 ・移動支援件数見込　8,368件 市単独扶助事業 ・タクシー助成、ガソリン助成（非課税世帯を対象） 対象：身体1級2級、療育A、精神1級 ・タクシーチケット@500円/枚（一般重度：28枚、腎臓：56枚） ガソリンチケット@8ℓ/レギュラー（一般重度：12枚、腎臓：24枚） ・タクシー助成、ガソリン助成対象者数　2,350人
10	障害者相談支援事業費	118,988	99,027 ▲ 19,961 83.22%	107,685 8,658 108.74%	112,368 4,683 104.35%	・障害者からの相談対応に要する経費 ・財源：国1/2以内、県1/4以内 ・障害者相談員委嘱（身体35人、知的9人） ・発達障害者相談支援センター「かほん」事業委託 ・委託相談支援事業（基礎的事業9カ所、機能強化事業1カ所） ・計画相談作成支援（4カ所） ・【新】認証発達障害者ケアマネジメント支援事業委託 ・虐待防止センター事業委託

29

29

種別	事業所名	計	常勤/専任	その他
市町村相談支援事業	みゅう	4.0	2	2
	ひびき	4.0	4	0
	オアシス	3.0	2	1
	じゅぷ	1.0	1	0
	生活支援センター	6.0	2	4
	木戸	1.0	1	0
	いるか	2.0	2	0
	やすらぎ	4.0	2	2
	ブリッジ	1.0	1	0
	すまいる・らふ	1.0	1	0
	クオケア	1.0	1	0
障害児相談 計画相談	やまびこ	2.0	2	0
	ひなた	1.0	1	0
	いろは	2.0	0	2
	みらいかない	1.0	1	0
	ここ・ステップ	1.0	0	1
	計	35.0	21	14

30

大津市の相談支援事業の特色

①委託の相談支援事業所が11か所整備されている。

②委託の相談支援事業所が現在のサービス等利用計画に先行して、平成18年から新規や変更で介護給付のサービスを受けるときは委託の中で計画作成を行ってきた。

③委託相談支援事業所が認定調査を担っている。

⇒委託相談支援事業所が実質的に

サービス計画にのらない相談
サービス計画にのる相談
認定調査

の大半をになっている。

31

大津市の相談支援事業の課題

①相談員の不足

→相談員支援専門員の数が不足している。

②ひとりorふたり職場

→ひとつひとつの職場の相談員が少ないため、相談員同士が相談できない。

また、相談員の育成に関しても事業所単位では限界もある。

③指定特定の参入が少ない。「委託」としての相談業務に支障が出ている。

→指定特定の参入が少ないために、委託の相談支援事業所が計画相談の多くを担っている。そのため、委託としての相談業務に支障が出ている。「委託」と「指定特定」の役割の整理が必要。

32

計画作成の現状 （2019.3月現在）

	成人	児童	合計
障害福祉サービス等受給者数	2,452件		3,155件
障害児通所支援受給者数		703件	
計画作成済み人数	1,760件	580件	2,340件
セルフプラン	692件	123件	815件
毎月	91件	26件	
2ヶ月	35件	8件	
3ヶ月	411件	95件	
4ヶ月	41件	32件	
6ヶ月	642件	294件	
12ヶ月	540件	125件	

33

セルフ815件の衝撃

34

滋賀県内のセルフプランの割合

30年9月現在

障害者	セルフ率
湖南	15.4%
甲賀	3.8%
湖東	0.8%
湖北	20.8%
湖西	8.3%
東近江	2.9%
大津	29.2%

障害児	セルフ率
湖南	29.2%
甲賀	10.8%
湖東	1.6%
湖北	23.0%
湖西	100.0%
東近江	4.3%
大津	18.5%

35

相談支援プロジェクト2019

1．ねらい

現在、飽和状態でなかなか計画相談を受けられない。

障害のある大津市民の暮らしの安心のために、行政と相談支援事業所が創意工夫で作ってきた大津の相談システムだが、課題もでてきた。

大津市の特徴でもある委託相談の多さを活かして、役割分担を整理し直し、計画相談をいきわたらせるようにするためのプロジェクト

2・目的

①市町村相談支援事業(委託相談支援事業所)が圏域で担う本来の役割と体制の整理

②市町村相談支援事業(委託相談支援事業所)の業務内容と委託費の見直し

③指定特定相談支援事業所を増やすための方策

36

相談支援プロジェクト

３．　スケジュール

4月9日　12：30～　第1回会議　調査表作成、目的、手法、確認

4月26日15：30～　全相談支援専門員参加

・集合式調査（相談支援体制セルフチェックシート記入）

4/27～5/23の間にチェックシートの集計

5月24日　15：30～　第2回会議　データの読み解き

6月7日　15：30～　第3回会議　役割案提案⇒修正

6月に市内の相談支援事業所を対象に業務量調査を実施

7月5日　15：30～　第４回会議　役割案提案⇒修正

8月2日　15：30～　第５回会議　提言書作成

9月6日　15：30～　第6回会議　提言書完成

37

相談支援プロジェクトの議論の経過

• 4月9日　12：30～　第1回会議　調査表作成、目的、手法、確認

調査票については、現在の委託相談の実態調査と基幹相談に期待する希望調査に分けて実施することになる。実態調査については、不要な項目もあるため事務局で中身を精査してから実施する予定。

• 5月24日　15：30～　第2回会議　集合調査結果の共有

専門性が高いケースはそれなりに時間がかかるケースなので一旦委託で受けて時間かけてじっくり対応という意味があるのかも。

委託と指定特定の差異があまりない。

委託相談支援事業所が困難ケースも含め、「自分たちでしっかり受け止める」と考えていることが伺えた。

38

相談支援プロジェクトの議論の経過

・6/7（金） 15：30～

1．セルフプランとはなんぞや？を確認し直す。

- 「やむおえずセルフ」･･･計画相談が対応できないのでセルフになっている。
- 「前向きなセルフ」･･･自分の生活を自分で作るために
- 「セルフのお手伝い」･･･委託相談として社会資源の相談にのる。
- やむをえずセルフの発生要因→支給決定が受けたいとサービスの利用が出来ない。けど、計画相談担当が足りないので、やむをえずセルフにして支給決定。

2．委託の役割の整理

- （1）滋賀県より大平氏に来てもらい見解を聞く
- （2）みんなで議論する（大平さんのお話とたたき台を元に）
- 月あたり35件の計画orモニタリングをすれば計画相談支援事業所は経営が成り立つはずという話が太平氏よりあった。
- しかし、現実的には月当たり35件を実施するのは難しく、机上の計算ではないかという話も出た。

39

相談支援プロジェクトの議論の経過

7/5（金） 15：30～

1．業務量調査結果から見えること

・委託の業務に追われて計画相談に手が回っていない

・そうであれば、現在の委託業務の中身を精査する必要がある

・忙しいので、計画相談請求が出来ない。そのため委託で対応してしまう。

→だから請求ができていない。本来であれば計画相談で請求できる内容もある。

→だから財政難で人が増えない。

→だから計画相談が受けられない。　悪循環･･･。

40

相談支援プロジェクトの議論の経過

7/5（金） 15：30～

計画相談対象にできないか。モニタリング回数を増やせないか。

→収入増へ

効率よく計画相談収入を増やす方法の検討→加算とれないか？

他に動くべき機関がないのか（児童虐待のケースで動くべきところは？）

２．　委託の役割の整理案の検討（別紙）

・委託で当事者活動の支援ができるかどうかという不安。

（そもそも、ピアカウンセリングが委託内容に入っていたが、ピアカウンセラーを雇用するなどハードルが高かったため、当事者活動の支援に読み替えて提案）

・現状より委託費が下がるのは困る。

・法人の管理者に対して事業の説明(トップセミナー)を実施したほうがいい

41

相談支援プロジェクトの議論の経過

- 8月2日　15：30～　提言書の検討
- 一人職場を減らしていく方向はいいと思うが現状でひとり職場のところが、継続できないようなことにならないように、経過措置期間を設ける。
- 計画作成促進加算の条件である一人が計画相談月２０件はしんどいのではないか。

⇒実態は複数の職員体制で助け合う形は出て来るだろう。

- 認定調査は、調査の委託先を増やしてはどうか。通所施設や入所施設の職員にも委託できるようにして、更新調査はお願いできるようにして、委託相談支援事業所の負担を減らして計画相談に力を入れられるようにしてはどうか。
- 委託相談支援事業所が現状からマイナスにならないようにしたい。

＜提言書の要検討＞

- サービスにのらない相談も精神障害などではたいへん多い。その役割を委託が担っていることを書く。
- 今のセルフの数は「計画相談をして欲しいのに、相談員が足りないからやむを得ずセルフ」となっていることを明記する。
- 給付管理ができる事を書くかどうか。⇒本人の生活に合わせたサービス利用と適正な給付の為にも計画相談は必要と書く。

42

2019 相談プロ

資料 1

委託相談支援事業　再編案　（第 6 案）

計画相談では採算が合わない部分を「計画作成促進加算」を期間限定でつける。（最大 3 年間まで）
計画相談を相談員ひとりあたり概ね 20 件/月以上実施することを条件とする。大津市で相談支援事業の実績が 1 年以上ある事業所につける。
20 件×13,000 円×12 か月＝312 万円（計画作成費）＋20 件×1,000 円×12 か月＝24 万円（特定加算）　312 万円＋24 万円＝336 万円
そこに大津市が計画作成促進加算をつける。（7～80 万円つけたら 400 万円/ひとりあたり程度になる。）（例：7 万×12 か月＝84 万円）

A 型	・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（福祉サービスに限らない） ・社会生活力を高めるための支援 ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 ・当事者活動等の支援（エンパワメントの促進） ・新規ケースの障害福祉課アセスメント同行（トリアージ目的） ねらい＜従来の委託相談支援事業＞	・委託相談支援担当業務におおむね週 20 間充てること ・認定調査ができる。 ・委託専任を 0.5 人以上配置（常勤換算） ・相談支援専門員現任研修修了者を配置（or 3 年以上の経験者） ・事業所全体で相談支援専門員が 2 名以上配置 ・専任 0.5 名につき 330 万円加算	330 万円
B 型	A 型の内容に以下を加える。 ・計画相談支援事業所へのスーパーバイズ ねらい＜基幹相談センターのスーパーバイズ機能＞	・委託相談支援担当業務におおむね週 40 時間充てること。 ・認定調査は必要なケースのみを実施 ・委託専任を 1 名以上配置（常勤換算） ・スーパーバイズができる職員を配置すること。 （現任研修 2 回以上受講済み or 主任相談支援専門員） ・事業所全体で相談支援専門員が 2 名以上配置 ・専任 0.5 名につき 660 万円加算	660 万円

＊2019 年時点での委託相談支援事業所が条件を満たせない場合は**経過措置として 3 年以内に条件を満たせばよい**こととする。
＊病休や異動等で要件を満たせない状況になった場合、1 年以内に要件をクリアできるようにする。
＊要件を満たせば、特定事業所加算Ⅰ とⅡ をとれる。

43

44

A型の特徴

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（福祉サービスに限らない）
- 社会生活力を高めるための支援
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介
- ピアカウンセリングor当事者活動等の支援
  （エンパワメントの促進）
- 新規ケースの障害福祉課アセスメント同行
  （トリアージ目的）
- ねらい＜従来の委託相談支援事業＞

45

A型の要件

- 委託相談支援担当業務におおむね週20時間充てること
- 認定調査ができる
- 委託専任を0.5人以上配置（常勤換算）
- 相談支援専門員現任研修修了者を配置
  （or3年以上の経験者）
- 事業所全体で相談支援専門員が2名以上配置
- 専任0.5名につき●●円加算

46

B型の特徴

A型の内容に以下を加える。

計画相談支援事業所へのスーパーバイズ

身体障害、精神障害、知的障害、重症心身障害
4か所のスーパーバイズができる事業所を想定

47

B型の要件

- 委託相談支援担当業務におおむね週40時間充てること。
- 認定調査は必要なケースのみ実施する。
- 委託専任を1名以上配置（常勤換算）
- スーパーバイズができる職員を配置すること。
（現任研修2回以上受講済みor主任相談支援専門員）
- 事業所全体で相談支援専門員が2名以上配置
- 専任0.5名につき●●円加算

48

セルフプランを計画相談に切り替えるために

- この815ケースが全て「やむを得ずセルフ」となっている訳では無い。
（計算はとりあえず、800ケースでしてみる。）

- 800件の「セルフプラン」を「計画相談」に切り替えなければならない。

- 800ケースのセルフ解消のためには、
平均4ヶ月に1回モニタリングと考えて、20件×4ヶ月で80ケース（ひとりあたり）
800ケース÷80ケース＝10人の相談支援専門員が追加で必要。

期間限定・人数限定の計画促進加算で、800ケースを計画に切り替える。
3年程度かけて。

49

セルフプランを計画相談に切り替えるために

計画相談では採算が合わない部分を「計画作成促進加算」を期間限定でつける。（最大3年間まで？）
計画相談を相談員ひとりあたり概ね20件/月以上実施することを条件とする。
大津市で相談支援事業の実績が1年以上ある事業所につける。

20件×13,000円×12か月＝312万円（計画作成費）
＋20件×1,000円×12か月＝24万円（特定加算）　計＝336万円

そこに大津市が計画作成促進加算をつける。
（7～80万円つけたら400万円/ひとりあたり程度になる。）
（例：7万×12か月＝84万円）　336万＋84万＝420万円

50

相談プロジェクト2019からの提言

（1）委託の再編

委託相談支援事業所を再編し、
→役割を明確にして、
→必要な人数を明確にし、
→委託費の分配方法の再検討。

・役割に応じて委託相談担当職員の資格要件を定める。

51

相談プロジェクト2019からの提言

（2）予算配分のパターンの提案
　委託の業務内容によって、委託費を配分する。
「ピアカウンセリング」
「当事者活動の支援」
「スーパーバイズ」
上記が実施できるかどうか（回数や内容）によって、委託費を配分を変える。
しかし、現状より委託費が減ることはないようにする。
急な変更になるため、要件を満たせない事業所には経過措置を設ける。

52

相談プロジェクト2019からの提言

（3）セルフプランの解消

計画相談を希望しているにも関わらず、相談支援専門員の不足からやむをえずセルフプランになっている人は、できるだけ早く計画相談に移行出来るようにする。

本人の生活に合わせたサービス利用と、より良いサービスの使い方を知ってもらうために計画相談を活用してもえるようにする。また、適切な給付管理の観点からも必要である。

53

相談プロジェクト2019からの提言

（4）計画を担う相談支援専門員の増員

相談支援事業所の箇所数を増やすのではなく、
1か所の相談支援事業所の職員数を増やす。

そのための加算をつけて、相談員同士が、助け合いながら、OJTで相談支援専門員の育成をしていけるようにする。

54

相談プロジェクト2019からの提言

（5）認定調査の委託先を見直す

認定調査の業務は、委託相談業務の中に含まれることから、委託相談支援事業所のみで実施している。

そのため、相談支援専門員が認定調査に追われて、計画相談業務にあたれない現状があるので、認定調査の委託先を見直していく。

55

相談プロジェクト2019からの提言

（6）トップセミナーの開催

相談支援事業の現状を運営法人の経営者に理解してもらうセミナーを開催する。

大津市としての相談支援事業のあり方と、赤字にならない運営方法などを説明してもらう。

56

相談プロジェクト2019からの提言

（7）大津市のケースワーカーと委託相談支援の相談支援専門員の役割を考える

「大津市のケースワーカーの役割」と、
「委託相談支援事業所の相談支援専門員の役割」
が明確になっているわけではない。
お互いの役割分担をわかりやすくしてより連携しやすくなるように検討会を設置する。

57